

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む可能性のある土砂採取計画の断念を求める意見書

令和2年9月8日、沖縄防衛局の「設計変更承認申請」が公表され、今なお多くの戦没者遺骨が残る南部地域が、新基地建設「埋め立て用土砂」の供給地として計画されていることが明らかになった。

沖縄本島南部地域は沖縄戦で逃げ場を失った住民が追い詰められ、また南下作戦をとった日本軍兵士の多くが命を落とした場所である。幾多の遺骨はまだ見つかっておらず採掘場のある鉾山付近では、現在もなお遺骨収集が続いている。

熾烈^しを極めた戦禍の中、軍人、民間人、老若男女の別なく多くの人がこの地で斃^{たお}れたことを、沖縄県民は知っている。先人や祖先への崇敬・親愛の情熱が強く、死者の魂の安らぎを大切にする沖縄の文化では、戦没者の血を吸った土、遺骨を含んだ土を埋め立てに投入、使用することは許されることではない。これは、県民に共通^{しんせい}する心性であり、共有する死者への礼節である。

よって、本議会は遺族と県民の心情に寄り添い、人道を重んじる立場から政府に対して下記事項を強く求める。

記

- 1、戦没者の遺骨等を含む可能性のある土砂採取計画を断念すること。
- 2、「戦没者の遺骨収集に関する法律」の趣旨に準じて、戦没者の遺骨収集を国の責任において実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年4月22日

沖縄県久米島町議会

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、
防衛大臣、厚生労働大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長